

○八王子市在宅要介護者等かかりつけ歯科医紹介事業実施要綱

平成19年4月1日施行

改正 平成25年4月1日 平成25年8月26日
平成26年4月1日 平成28年4月1日

(目 的)

第1条 この事業は、在宅要介護者等が、症状に応じて訪問診療等の必要な歯科診療が受けられるよう歯科医療機関を紹介することにより、在宅要介護者等の健全な歯科・口腔状況を維持することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は八王子市とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として八王子市在住の在宅要介護者等とする。

(事業協力)

第4条 八王子市及び公益社団法人東京都八南歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、相互に協力するものとする。

(事業内容)

第5条 第1条の目的を達成するために実施する事業内容及び担当は、次に掲げるものとする。

- (1) 八王子市は、在宅要介護者等からの歯科医療機関紹介依頼に対する受付及び患者の状況の聴き取り、歯科医師会へ連絡する。
- (2) 歯科医師会は、在宅要介護者等の診療に適した歯科医療機関の選定を行う。
- (3) 選定された歯科医療機関は、申込者へ連絡し、訪問診療日を確定させる。
- (4) 歯科医師会は、本事業に協力する歯科医師及び医療機関の拡充に努めるとともに、歯科医師会会員の訪問診療の状況、診療科目及び診療時間等が分かる資料を作成するものとする。
- (5) 八王子市は、(2)、(3)及び(4)以外の本事業に関する業務を行う。

2 本事業における各機関等の連携の形態は、別紙1のとおりとする。

(状況等の聴取)

第6条 八王子市は、在宅要介護者等からの歯科医療機関紹介に関する申込みを受付ける際に、患者の日常生活や身体等の状況、希望する歯科診療の内容等について聴取する。

(受付票)

第7条 前条の申込みに関わる事項の聴取には、八王子市在宅要介護者等歯科診療受付票
(第1号様式)により行うものとする。

(報告書)

第8条 在宅要介護者等の診療に行った歯科医療機関は、初回の訪問日の状況について、
訪問歯科診療報告(第2号様式)により八王子市へ報告するものとする。

(訪問診療用機材の搬送)

第9条 八王子市は、訪問診療の実施に必要な訪問診療用機材の搬送を行う。

(事業の検証)

第10条 第1条の目的及び在宅要介護者等に安全で適切な受診機会を提供するという観点
から、事業開始後一定の期間において、本事業の実施状況、各機関の対応状況、取扱
い件数及び利用者の意見等を聴取し検証するとともに、事業の改善・充実を図る。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。